

○御坊市立学校通学区域

(1) 通常地域

学区分	区域
御坊中学校区	御坊市のうち 藺、島、御坊、名屋及び名屋町の地域
湯川中学校区	御坊市のうち 湯川町小松原、富安、丸山及び財部並びに荊木の地域
河南中学校区	御坊市のうち 塩屋町、野口、岩内、熊野及び明神川の地域
名田中学校区	御坊市のうち 名田町の地域
御坊小学校区	御坊市のうち 藺、島、御坊、名屋及び名屋町の地域
湯川小学校区	御坊市のうち 湯川町小松原、富安、丸山及び財部並びに荊木の地域
藤田小学校区	御坊市のうち 藤田町の地域
野口小学校区	御坊市のうち 野口、岩内及び熊野の地域
塩屋小学校区	御坊市のうち 塩屋町及び明神川の地域
名田小学校区	御坊市のうち 名田町の地域
幼稚園区	御坊市全地域

(2) 特別地域

地域	番地	就学校	就学可能校
湯川町財部	90番地～348番地 428番地～434番地 448番地～780番地 811番地～846番地 876番地～924番地 925番地～928番地 931番地～936番地 1134番地2	湯川小学校 湯川中学校	御坊小学校 御坊中学校
藤田町吉田	593番地～651番地 669番地3～669番地9 675番地～702番地5 713番地～717番地1 718番地～740番地 764番地1 764番地5～784番地	藤田小学校 御坊市日高川町 中学校組合立 大成中学校	湯川小学校 湯川中学校

- 1 特別地域内に居住する児童又は生徒が、当該特別地域に居住することにより就学可能となる学校に就学を希望する場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定により、教育委員会の承認を受けて就学している児童の進学する中学校は、当該児童が就学している小学校の児童が通常進学することとなる中学校とする。
- 3 通常地域及び特別地域による学区の学校に児童生徒を就学させることが困難な特殊な事情があるときは、保護者は教育委員会の承認を得て学区外の学校に就学させることができる。